

4 市(県)内発生早期

<p>● 市(県)内発生早期(国:国内発生早期・国内感染期、県:県内発生早期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市(県)内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で確認できる状態。
<p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ・できる限りの市(県)内での感染拡大の抑制 ・患者への適切な医療の提供 ・感染拡大に備えた体制の整備
<p><対策の考え方></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 感染拡大を止めることは困難であるが、県内発生の早期には積極的な感染拡大防止策を講じる。 2 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 3 感染拡大期への移行に備えて、医療・相談体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 4 住民接種を早期に開始できるように準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 5 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

対 策
<p>ア 実施体制の強化等【総括班/生活維持班】</p> <p>市(県)内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに久喜市新型インフルエンザ等対策本部会議を開催し、市(県)内情報の集約、共有、分析を行い、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、市(県)内発生早期の対策を確認する。必要に応じ対策本部班長会議を開催する。</p>
<p>イ 職員の配備体制【総括班/総務動員班】</p> <p>市内発生の場合の市職員の配備体制は、対策本部組織図に基づき、新型インフルエンザ等に対応することとしている必要な人員を配備し、必要な緊急事態措置を実施する。</p>

参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】

緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、前頁の対策に加え、必要に応じ以下の対策を行う。

①市町村は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第34条に基づき市町村対策本部を直ちに設置する。

②県又は市町村が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

③県対策本部は、政府対策本部及び市町村対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することとし、市町村対策本部長からの要請があった場合にはその要請の趣旨を尊重し、必要があれば速やかに所要の総合調整を行う。

また、状況によっては、県対策本部長から政府対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

④市町村対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

(2) サーベイランス・情報収集

対 策
<p>市は、引き続き、国際機関（WHO等）、厚生労働省、国立感染症研究所及び県から、情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からのサーベイランスへの協力要請に応じる。【総括班/関係各課】</p>
<p>参考：県のサーベイランス・情報収集</p> <p>ア 情報収集</p> <p>県は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。</p>

イ サーベイランス

- ① 県及び保健所設置市は、引き続き新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施し、県内での新型インフルエンザ等の発生状況を迅速に把握する。
- ② 県及び保健所設置市は、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。
- ③ 県及び保健所設置市は、国が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国と連携し、必要な対策を実施する。

(3) 情報提供・共有

対 策
<p>ア 情報提供【総括班/医療・救護班/広報・情報収集班/関係各課】</p> <p>○市は、県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体や機関を活用し、市民に対して国内・県内・市内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定、対策の理由、対策の実施主体等について、詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。</p> <p>○市は、県等と連携して、個人がとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療提供体制を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。</p> <p>○市は、市民から相談窓口等に寄せられる問合せ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。</p> <p>○市は、対策本部における広報・情報収集班を中心に、情報の集約・整理・一元的な発信を実施する。</p> <p>○市は、対策の実施主体となる、関係部局が、情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて、対策本部において調整する。</p> <p>イ 情報共有【総括班/医療・救護班/広報・情報収集班/関係各課】</p> <p>市は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。</p>

ウ 相談窓口の体制充実・強化【医療・救護班/市民ボランティア班/調査班】

○市は、県等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を充実、強化する。

○市は、国からQ & Aの改訂版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(4) 予防・まん延防止

対 策
<p>ア 市内での予防・まん延防止【総括班/医療・救護班/関係各課】</p> <p>市は、県が市民・事業者等に対して行う次の要請に協力する。</p> <p>○市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。</p> <p>○事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。</p> <p>○ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施の目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校等の設置者に要請する。</p> <p>○公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防を講ずるよう要請する。</p> <p>○病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請する。</p> <p>イ 予防接種</p> <p>○市は、国内発生期の対策を継続し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行う事を基本に、本人の同意を得て、特定接種を行う。</p> <p>【総括班/人事課/医療・救護班】</p> <p>○接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を県より確認し、住民接種に関する情報提供を開始する。【広報・情報収集班】</p> <p>○市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。【医療・救護班】</p>

参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】

本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、前頁の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ①国内発生期において、緊急事態宣言がされている場合に講じることとされている措置
- ②市町村は、住民に対する予防接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種の実施（国内を区域として緊急事態宣言がされた場合も含む）

(5) 医療

対 策

市は県等と連携して情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。【医療・救護班/被災者救援班/生活維持班】

参考：県の医療

ア 医療体制の整備

① 県及び保健所設置市は、引き続き、専用外来における診療、患者の入院措置等、及び帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を実施する。

② 県及び保健所設置市は、県内感染拡大期に至らない段階であっても、以下の場合等、専用外来の意義が低下した場合には、県及び保健所設置市の判断により、専用外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関（新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除く。）で診療する体制に切り替えるとともに、感染症に基づく入院措置を中止する。

a. 専用外来以外の一般外来から、新型インフルエンザ等患者の発生数が増加し、専用外来での診療と一般の医療機関での診療を分離する意義が低下した場合

b. 専用外来の受診者数の著しい増加により対応困難となった場合

c. 隣接する都県で患者が多数発生するなど、国内の流行状況を踏まえると、専用外来を指定しての診療体制を継続して実施する意義が低下した場合

d. 国から要請があった場合

※なお、病原性が低いと判明する等により、専用外来の実施の必要性がなくなった場合には、国の判断を受け、新型インフルエンザ等専用外来及び帰国者・接触者相談センターを中止する。

イ 陰圧テントの貸出

県は、引き続き、専用外来の求めに応じて、県が備蓄する陰圧テントを貸出する。

ウ 患者への対応等

① 県及び保健所設置市は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関に移送し、入院措置を行う。

この措置は、病原性が高い場合に行うこととするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

また、前述のように患者数が増加した段階では、入院治療は重症者に限定する。

② 県及び保健所設置市（地方衛生研究所を有しない市は除く。）は、国と連携し、必要と判断した場合に、衛生研究所において新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査等を行う。

全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものとし、患者数が増加した段階、及び病原性が低いと判明した場合は、重症者等に限定する。

③ 県は、国及び保健所設置市と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

エ 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。

オ 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・使用

県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬等の流通状況を調査するとともに、関係機関に対して適正流通を指導する。

カ 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援や自宅で死亡した患者の対応に係る準備を行う。

キ 医療機関・薬局における警戒活動

県警察は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

ク 病原性が低い場合の措置

病原性に基づく対策の選択の目安については、別表2「病原性による医療の対策の選択について(概要)」(P98:埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋)を参照する。

参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】

県は、本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

○医療機関、並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関等は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

対 策
<p>ア 遺体の火葬・安置体制の強化【建設部】</p> <p>市は、火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節も勘案しながら、臨時的遺体安置所を確保する。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等を確保する。</p>
<p>イ 市民・事業者への呼び掛け【総括班/広報・情報収集班】</p> <p>市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。</p>
<p>参考【県が緊急事態宣言された場合の措置】</p> <p>本県を区域として緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>ア 業務の継続等</p> <p>指定地方公共機関及び特定接種の実施状況に応じ、登録事業者は事業の継続を行う。その際、県は、国が必要に応じて行う、当該事業継続のための法令の弾力運用その他必要な対応策について、必要に応じ、周知する。</p> <p>イ 電気、ガス及び水の安定供給</p> <p>国内発生期の記載を参照</p> <p>ウ 運送、通信及び郵便の確保</p> <p>国内発生期の記載を参照</p> <p>エ サービス水準に係る県民への呼び掛け</p> <p>県は、国と連携し、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼び掛ける。</p> <p>オ 緊急物資の運送等</p> <p>国内発生期の記載を参照</p>

カ 物資の売渡しの要請等

①県は、県の対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

②県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

キ 生活関連物資等の価格の安定等

①県は、市町村とともに、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

②県は、市町村とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

③県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、物価関係法令の規定に基づき適切な措置を講ずる。

ク 要援護者への生活支援

県は、国の要請を受け、市町村に対し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。

ケ 犯罪の予防・取締り

国内発生期の記載を参照。